

X	-	1	-	1	-	1	-	0	2
5		年		保		存			

秋本交企第244号 務 第1035号
生企第546号 地 第 510号
刑企第306号 交制第 162号
交指第287号 備一第 188号
平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

「交通死亡事故多発警報」発令要綱の一部改正について（例規）

交通死亡事故多発警報については、「「交通死亡事故多発警報」の発令要綱の制定について（例規）」（平成10年7月10日付け秋本交企第234号、交指第351号。以下「旧要綱」という。）に基づいて実施してきたところであるが、このたび、「交通死亡事故多発警報」発令要綱の一部を改正し、別添により平成22年1月1日から実施することとした。

改正の趣旨及び留意事項は、次のとおりであるので誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は平成21年12月31日をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

本県の交通事故による年間死者数は、平成12年以降二桁台で推移し、平成15年以降6年連続して減少しているものの、高齢化の進展に伴い、全死者数に占める高齢者の割合が平成14年以降連続して50パーセントを超えている。また、本県の交通死亡事故の特徴として、一定地域に偏って連続的に発生する傾向がある。

これまでは、交通死亡事故が連続発生した場合、旧要綱に基づき、交通死亡事故多発警報を発令し、続発防止に努めてきたところであるが、旧要綱には高齢者の交通死亡事故が多発した場合の対策や一定地域において続発した場合の警報等の規定がなかったことから、これらについて必要な事項を定め、警察、県、市町村及び関係機関・団体が一体となった総合的な交通事故防止対策の推進を図ろうとするものである。

2 運用方針

(1) 名称（第2関係）

交通死亡事故多発警報（以下「多発警報」という。）とは、交通死亡事故が一定期間に集中的かつ連続的に発生した場合、その続発を抑止するため、県民に注意を喚起するとともに、諸対策を推進するための警報である。

(2) 「多発警報」の種別等（第3関係）

ア 交通死亡事故の全県的又は地域的な連続発生及び高齢者被害の交通死亡事故の連続発生を抑止するため、多発警報の種別を、全県交通死亡事故多発警報（以下「全

県警報」という。)、高齢者交通死亡事故多発警報(以下「高齢者警報」という。)、ブロック交通死亡事故多発警報(以下「ブロック警報」という。)及び警察署又は高速道路交通警察隊交通死亡事故多発警報(以下「警察署等警報」という。)の4種類に区分し運用することとした。

イ 多発警報の発令は、全県警報及び高齢者警報は警察本部長、ブロック警報は交通部長、警察署等警報は警察署又は高速道路交通警察隊の長(以下「警察署長等」という。)が行うこととした。

(3) 多発警報発令基準等(第4関係)

ア 過去の交通死亡事故発生状況に基づき、多発警報ごとの発令基準を定めた。

イ 発令基準に達した交通死亡事故の発生日の翌日から多発警報を発令することとしたのは、関係機関・団体への協力要請、取締り体制等の準備をするためである。

ウ 多発警報の発令期間について、全県警報及び高齢者警報は7日間、ブロック警報及び警察署等警報は5日間としたのは、多発警報発令後、関係機関・団体と連携した諸対策の推進、交通指導取締り、地域住民に対する広報・啓発活動等を短期間に集中的に推進するためである。

エ 多発警報発令基準に達しない場合であっても、発令権者が必要と認め、多発警報を発令するときとは、交通死亡事故が連続的又は集中して発生している場合のみならず、社会的反響の大きい多重事故等が発生したときなどである。

オ 別表2は、多発警報の発令期間中において、更に発令基準に達する交通死亡事故が発生した場合における多発警報の発令と発令期間を定めたものであり、更なる交通死亡事故抑止のため多発警報の発令期間を延長し、又は多発警報を切り換えて、若しくは重複して発令することとしたものである。

なお、県の規定に基づき県知事が発令する「交通死亡事故多発非常事態宣言」と多発警報の発令が重複する場合の措置等については別に定める。

カ 発令権者が必要と認めるときは、発令期間を延長することができることとしたのは、上記の場合のほか、発令基準に達しないものの交通死亡事故が発生した場合において、更に発生状況を見極めて期間を延長し、交通死亡事故の抑止を図るためのものである。

(4) 緊急対策本部の設置等(第5関係)

ア 警察本部交通死亡事故抑止緊急対策本部を交通企画課に設置し、警察署等交通死亡事故抑止緊急対策本部(以下「警察署等対策本部」という。)を警察署等に設置することとしたのは、警察本部交通部及び警察署が一体となって全県的な体制で諸対策を実施するためである。

イ 別表3は、多発警報の発令に当たり、管内で発生した交通事故を分析検討し、最も適切な交通死亡事故抑止対策を迅速かつ効果的に推進するために実施すべき事項を例示したものである。

ウ 警察署等対策本部を設置した場合において、警察署長が交通機動隊及び地域課機動警察隊に応援要請をすることができることとしたのは、短期間に集中的な交通指導取締り等を推進して諸対策を実施するためである。

エ 警察署等対策本部設置時の体制を当該警察署等における動員可能人員の50パーセ

ント又は30パーセントとしたのは、交通死亡事故発生警察署等及び多発警報発令警察署等が挙署一体となって交通死亡事故抑止対策を早急に推進するための基準である。

なお、50パーセント体制中に30パーセント体制の多発警報が発令された場合は50パーセント体制を継続することとしたのは、高齢者死亡以外の交通死亡事故発生により警察署等警報発令中の警察署等に高齢者警報が発令された場合など、実施体制が減少する場合があることから、このような場合の実施体制については50パーセントを継続することとしたものである。

3 報告

- (1) 多発警報が発令されたときは、別記様式1により速やかに発令期間、体制、交通指導取締り計画及び交通安全諸対策について、交通企画課長を経由して報告すること。

なお、一つの多発警報発令中に同一の多発警報の発令期間を延長し、又は他の種別の多発警報に切り換えて発令したときは、別記様式2により交通企画課長を経由して報告すること。

- (2) 実施結果は、別記様式3により発令期間終了後5日以内に交通企画課長を経由して報告すること。

なお、一つの多発警報発令中に同一の多発警報の発令期間を延長し、又は他の種別の多発警報に切り換えて、若しくは重複して発令した場合は、発令期間終了後5日以内に別記様式3により延長し、又は切り換えて、若しくは重複して発令した分を追加して報告すること。

4 留意事項

- (1) 自治体、関係機関・団体と連携した活動の展開

市町村交通安全対策協議会、交通指導隊、交通安全協会等の交通関係機関・団体との連携を強化し、交通指導車、広報車等による街頭指導広報を実施するよう要請すること。

- (2) 広報啓発活動の推進

ア 報道機関に対して、具体的資料を提供し、効果的な広報活動を展開すること。

イ 自治体、関係機関・団体の広報誌、ミニ広報紙、交番速報等により、交通死亡事故多発警報の趣旨を徹底させるための広報活動を展開すること。

- (3) 事後対策の積極的な推進

交通死亡事故多発警報発令期間終了後においても、状況に応じ関係機関・団体との連携を図り、交通安全教育の推進、交通規制対策、交通指導取締りを強化するなど事後対策を積極的に推進すること。

別添

「交通死亡事故多発警報」発令要綱

第1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間に集中的かつ連続的に発生し、県民の日常生活に著しく不安を生じさせるおそれがある場合、その続発を防止するため、警報を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、警察、県、市町村及び関係機関・団体が一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 名称

警報の名称を「交通死亡事故多発警報」(以下「多発警報」という。)とする。

第3 「多発警報」の種別等

多発警報の種別は、全県交通死亡事故多発警報(以下「全県警報」という。)、高齢者交通死亡事故多発警報(以下「高齢者警報」という。)、ブロック交通死亡事故多発警報(以下「ブロック警報」という。)及び警察署又は高速道路交通警察隊交通死亡事故多発警報(以下「警察署等警報」という。)の4種類とし、各警報の対象地域、発令基準、発令期間及び発令権者は別表1のとおりとする。

第4 多発警報発令基準等

- 1 発令権者は、原則として別表1に掲げる発令基準に達した交通死亡事故の発生日の翌日から多発警報を発令するものとする。
- 2 発令基準に係る交通死亡事故発生件数の計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 3 多発警報の発令期間中において、更に発令基準に達する交通死亡事故が発生した場合の措置及び発令期間は、別表2のとおりとする。
- 4 1件の交通死亡事故の発生により複数の種別の多発警報の発令基準に同時に達した場合は、全県警報、高齢者警報、ブロック警報の順を優先順位として、一の警報を発令するものとする。
- 5 発令権者は、必要と認めるときは、発令基準に達しない場合であっても、多発警報を発令し、又は発令期間を延長することができる。
- 6 警察署長等は発令基準に達していない場合において多発警報を発令するとき、又は多発警報の発令期間を延長するときは、その旨を本部長に報告するものとする。

第5 緊急対策本部の設置等

- 1 全県警報又は高齢者警報が発令されたときは、交通企画課に警察本部交通死亡事故抑止緊急対策本部(以下「本部対策本部」という。)を、警察署又は高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)に警察署等交通死亡事故抑止緊急対策本部(以下「警察署等対策本部」という。)を設置するものとする。
- 2 ブロック警報が発令されたときは、発令された警察署に警察署等対策本部を設置するものとする。
- 3 警察署等警報が発令されたときは、発令された警察署等に警察署等対策本部を設置するものとする。
- 4 多発警報が発令されたときは、「交通死亡事故多発警報発令中」の交通安全のぼり

旗等を掲出し、多発警報発令の周知徹底を図るものとする。

- 5 警察署長等は、多発警報が発令されたときは、管内の交通事故の発生状況を分析検討して、別表3に掲げる諸対策の推進と重点的な交通指導取締りを積極的に実施するものとする。

なお、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては、活動区域内での交通死亡事故発生状況により、高速道路交通警察隊長が諸対策の推進区域を本隊又は各分駐隊の活動区域に指定することができるものとする。

- 6 警察署長は、警察署等対策本部を設置したときは、交通機動隊及び地域課機動警察隊に応援を要請することができるものとする。

- 7 多発警報発令時における警察署等の実施体制は、全県警報及び警察署等警報の発令時は警察官の現員から非番者、入校者その他特別な事情のある者を除く動員可能人員（以下「実働人員」という。）の50パーセント、高齢者警報及びブロック警報の発令時は発令基準の交通死亡事故発生に関係した警察署等にあつては実働人員の50パーセント、その他の警察署等は実働人員の30パーセントを充てることを基準とする。

なお、50パーセント体制で実施中に30パーセント体制の多発警報が発令された場合は、50パーセント体制を継続することとする。

別表 1

「交通死亡事故多発警報」発令基準等

種 別	対 象 地 域		発 令 基 準	発令期間	発令権者
全 県 警 報	全警察署の管轄区域及び高速隊の活動区域		県内において、10日間で7件の交通死亡事故が発生したとき(注1)	7日間	警察本部長
高 齢 者 警 報	同 上		県内において、10日間で4件の高齢者の交通死亡事故が発生したとき(注2)	7日間	警察本部長
ブロック警報	県北	鹿角警察署、大館警察署、北秋田警察署及び能代警察署の管轄区域	ブロック内において、15日間で4件の交通死亡事故が発生したとき(注3)	5日間	交通部長
	中央	五城目警察署、男鹿警察署、秋田臨港警察署、秋田中央警察署、秋田東警察署、由利本荘警察署及びにかほ警察署の管轄区域	ブロック内において、15日間で5件の交通死亡事故が発生したとき(注4)		
	県南	大仙警察署、仙北警察署、横手警察署及び湯沢警察署の管轄区域	ブロック内において、15日間で4件の交通死亡事故が発生したとき(注3)		
警察署等警報	一つの警察署の管轄区域又は高速隊の活動区域		警察署の管轄区域内又は高速隊の活動区域内において、20日間で2件の交通死亡事故が発生したとき(注5)	5日間	警察署長等

注1 全県警報の発令があった場合は、当該警報の発令以後10日間で7件の交通死亡事故が発生したときとする。

注2 全県警報又は高齢者警報の発令があった場合は、当該警報の発令以後10日間で4件の高齢者の交通死亡事故が発生したときとする。

注3 全県警報、高齢者警報又はブロック警報(自署が対象となる警報に限る。以下同じ。)の発令があった場合は、当該警報の発令以後15日間で4件の交通死亡事故が発生したときとする。

注4 全県警報、高齢者警報又はブロック警報の発令があった場合は、当該警報の発令以後15日間で5件の交通死亡事故が発生したときとする。

注5 全県警報、高齢者警報、ブロック警報又は警察署等警報(自署の警報に限る。)の発令があった場合は、当該警報の発令日以後20日間で2件の交通死亡事故が発生したときとする。

別表 2

多発警報発令期間中に更に発令基準に達した場合の措置及び発令期間

		多発警報発令期間中に更に発令基準に達した多発警報の種別			
		全県警報	高齢者警報	ブロック警報	警察署等警報
発令中の多発警報の種類	全県警報	全県警報を以後7日間延長する。	高齢者警報も以後7日間発令する。	ブロック警報も以後5日間(ブロック警報発令期間終了後も全県警報発令期間が継続している場合は、その期間が終了するまでの間)発令する。	警察署等警報も以後5日間(警察署等警報発令期間終了後も全県警報発令期間が継続している場合は、その期間が終了するまでの間)発令する。
	高齢者警報	全県警報に切り換えて、以後7日間発令する。	高齢者警報を以後7日間延長する。	ブロック警報も以後5日間(ブロック警報発令期間終了後も高齢者警報発令期間が継続している場合は、その期間が終了するまでの間)発令する。	警察署等警報も以後5日間(警察署等警報発令期間終了後も高齢者警報発令期間が継続している場合は、その期間が終了するまでの間)発令する。
	ブロック警報	全県警報に切り換えて、以後7日間発令する。	高齢者警報に切り換えて、以後7日間発令する。	ブロック警報を以後5日間延長する。	警察署等警報も以後5日間発令する。
	警察署等警報	全県警報に切り換えて、以後7日間発令する。	高齢者警報に切り換えて、以後7日間発令する。	ブロック警報に切り換えて、以後5日間発令する。	警察署等警報を以後5日間延長する。

別表 3

多発警報発令に伴う推進事項

推 進 事 項	推 進 内 容
広 報 活 動 の 強 化	<p>警報発令に関する報道提供を行い、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて県民に多発警報発令の周知徹底を図る。</p> <p>市町村広報誌、関係機関・団体の広報誌、機関誌、ミニ広報紙、交番速報等を活用し、地域住民に交通事故防止の注意を喚起するとともに、安全活動への参加を呼び掛ける。</p> <p>市町村及び交通関係機関・団体と連携の上、多発警報発令の周知徹底を図る。</p> <p>各種会議、会合、講習会等の機会を利用して、多発警報発令の周知徹底を図る。</p> <p>交通指導車、広報車、防災無線、有線放送、交通情報板等あらゆる広報媒体を活用した交通安全広報の徹底を図る。</p>
街 頭 活 動 の 強 化	<p>交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会等交通関係機関・団体及び学校、PTA等による街頭指導を強化する。</p> <p>交通事故の多発路線及び多発時間帯における交通監視活動を実施するとともに、パトカーによるレッド警戒走行・駐留警戒活動を強化する。</p> <p>子ども、高齢者等交通弱者に対する保護誘導活動を強化する。</p>
高 齢 者 対 策 の 強 化	<p>高齢者安全・安心アドバイザー、民生児童委員、ホームヘルパー等と連携した高齢者家庭への訪問指導活動を強化する。</p> <p>高齢者家庭訪問、交通安全講習会、街頭活動等あらゆる機会を通じて、夜光反射材の貼付活動を強化する。</p>
交 通 指 導 取 締 り の 強 化	<p>交通事故に直結する飲酒運転、速度超過等悪質・危険な違反の取締りを強化する。</p> <p>一時不停止、信号無視等交差点関連違反の指導取締りを強化する</p> <p>シートベルト及びチャイルドシート装着義務違反の取締りを強化する。</p> <p>白バイ・パトカーを最大限出動させ、交通指導取締りと監視活動を強化する。</p>
道 路 管 理 者 と の 連 携 強 化	<p>道路管理者との現地共同パトロール・点検を実施し、交通死亡事故発生地点、交通事故多発地点等における交通安全施設等の点検整備に努める。</p>